

○監査公表
福島県監査委員

目次

福島県監査委員



毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和7年9月24日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査（定期監査）

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
只見線管理事務所	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

(2) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津保健福祉事務所	令和6年度	令和7年7月18日	三瓶正栄	渡辺仁	実地監査

(3) 農林水産部

--	--	--	--	--	--

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
内水面水産試験場	令和5年度 令和6年度	令和7年5月27日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査
いわき農林事務所	令和6年度	令和7年7月9日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
南会津農林事務所	令和6年度	令和7年7月18日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
水産資源研究所	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

(4) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北教育事務所	令和5年度 令和6年度	令和7年5月28日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査
郡山北工業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月9日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
たむら支援学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月9日	満山喜一	阿部寿子	実地監査
南会津高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月10日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
只見高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月10日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
相馬高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月12日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
小高産業技術高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月12日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
白河実業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月16日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
修明高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年6月16日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
平工業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月9日	三瓶正栄	渡辺 仁	実地監査
石川高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
喜多方桐桜高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
会津西陵高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
いわき湯本高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
相馬総合高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
原町高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
相馬農業高等学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
だて支援学校	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査

(5) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
白河警察署	令和5年度 令和6年度	令和7年5月27日	三瓶正栄	阿部寿子	実地監査
福島北警察署	令和5年度 令和6年度	令和7年5月28日	満山喜一	渡辺 仁	実地監査

郡山北警察署	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	満山喜一	阿部寿子	書面監査
須賀川警察署	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	三瓶正栄	渡辺 仁	書面監査
いわき東警察署	令和5年度 令和6年度	令和7年7月11日	満山喜一	阿部寿子	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 生活環境部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 保健福祉部

監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
南会津保健福祉事務所	・ 公用車2台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

(3) 農林水産部

監査した結果、次の1件の指摘事項、5件の指導事項について是正・改善を求めた。

ア 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
水産資源研究所	・ 光熱水費の算定に適正を欠いているものがある。 (事実) 令和5年度のアユ種苗生産業務等委託において、受託者甲が負担すべき光熱水費のうち、ボイラー重油代の計算を誤り、過徴収となっている。 正調定額 9,323,242円 誤調定額 9,566,355円 過徴収額 243,113円 (是正又は改善の意見) 光熱水費の算定に当たっては、関係規程等に基づき適正に行うとともに、チェック体制を強化すること。

イ 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
内水面水産試験場	・ 公用車1台のカーナビゲーションシステムについて、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。
いわき農林事務所	・ 公用車2台のカーナビゲーションシステムについて、テ

	レビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。
南会津農林事務所	・調査業務委託について、誤った業種区分を適用して最低制限価格を設定したことが、落札業者の決定後に判明したため、決定を取り消している。 ・携帯電話1台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。
水産資源研究所	・携帯電話1台について、テレビ放送を受信できることを認識していなかったため、法人甲と受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっている。

(4) 教育委員会

ア 監査した結果、次の6件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
たむら支援学校	・研修会の講師1名分の報償費及び旅費について、研修会終了後、速やかに支払うべきところ、4か月以上経過して支払っている。また、眼科検診の医師1名分の報償費及び旅費について、検診終了後、速やかに支払うべきところ、7か月以上経過して支払っている。
相馬高等学校	・特定会計年度任用職員（県立学校嘱託員）の期末手当について、令和5年6月30日に支給すべきところ、同年7月5日に支給している。
小高産業技術高等学校	・郵便切手について、年度末に使用見込を超えて購入し、年度末残高が過大となっている。
喜多方桐桜高等学校	・講演会の講師1名分の報償費について、講演終了後、速やかに支払うべきところ、8か月以上経過して支払っている。また、出前講義の講師1名の2回分の報償費及び旅費について、講義終了後、速やかに支払うべきところ、4か月以上経過して支払っている。
原町高等学校	・会計年度任用職員（時間講師兼部活動指導員）の期末手当について、令和5年6月30日に支給すべきところ、同年11月21日に支給している。
だて支援学校	・令和6年度「健康教育（食習慣、肥満等）に係る専門家派遣事業」における講師1名分の報償費及び旅費について、講演終了後、速やかに支払うべきところ、3か月以上経過して支払っている。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 公安委員会

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
いわき東警察署	・令和5年1月の駐在所等の浄化槽清掃業務3件について、

	支出負担行為を行わずに業務を実施させ、過年度支出している。
--	-------------------------------

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)